

MOVO Fleet 利用特約

本特約には、「MOVO Fleet」サービス（以下本特約において「本サービス」といいます。以下同じとします。）の利用に関して、契約者及び本ユーザーに同意していただく必要のある事項を記載しています。なお、契約者において本サービスの申込みをされた時点、本ユーザーにおいて本サービスを利用いただいた時点で、本特約に同意されたものとさせていただきますので、必ず本サービスのお申込み又はご利用の前にご確認ください。

本特約は「MOVO クラウド利用規約」に追加して適用されます。なお、本特約に定めのない用語の定義は「MOVO クラウド利用規約」の定めに従うものとします。

第1条（定義）

本特約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるとおり定義します。

(1) 「本情報端末」

本サービスの利用にあたって必要となる情報端末をいいます。

(2) 「端末提供型サービス」

本サービスのうち、株式会社パーマシオン（以下「当社」といいます。）が契約者に対し、販売した本情報端末を利用することによって提供されるものをいいます。

(3) 「端末利用料金」

端末情報提供型サービスにかかわらず、本情報端末の利用に関する料金をいいます。

第2条（端末提供型サービスの端末利用料金）

1. 契約者が端末提供型サービスを利用する場合には、本利用契約締結後、株式会社 Hacobu（以下「メーカー」といいます。）が契約者に本情報端末を発送した日より、契約者は当社に端末利用料金を支払う義務を負うものとします。但し、発送から当社の7営業日以内に、契約者が当社に対し本情報端末の未着もしくは不具合の申し出を行った場合にはこの限りではなく、端末利用料金の支払時期について契約者及び当社で協議のうえ決定するものとします。

2. 端末利用料金の金額及び支払方法については当社が別途定めるものとします。

第3条（端末提供型サービスの情報端末）

1. 契約者は、端末提供型サービスの利用にあたって、必要な本情報端末を、次の各号の中から選択し、当社から購入したものとします。

(1) ムーボ・スティック（OBD型）

(2) ムーボ・スティック（電源プラグ型）

(3) ムーボ・スティック（結線型）

(4) ムーボ・アイ

(5) その他

2. 契約者及び本ユーザは、当社から購入した本情報端末（以下「購入等情報端末」といいます。）について、当社の事前の書面による承諾なしに変更・改変等を行わないものとします。

3. 契約者及び本ユーザは、購入等情報端末について、本利用契約の目的以外の目的で使用してはならず、購入等情報端末の利用及び保管については、十分に注意するものとします。例えば、契約者及び本ユーザは、購入等情報端末の利用及び保管について、下記の各号のような取扱いを行う必要があります（但し、これらに限られません。）。

(1) 購入等情報端末を落下させないように注意する、購入等情報端末を使用しない時や運搬する時は収納ケースに保管する、車両の接触・衝突等の事故を起こさない等、車両が通常走行中に生じる振動を上回る大きな衝撃を購入等情報端末に加えてはいけません。

(2) 購入等情報端末を水濡れさせないように保管しなければなりません。

(3) 購入等情報端末を設置する際に強い力を加えない、購入等情報端末の設置に工事が必要な場合は専門的知見を有する者に委託する等、契約者及び本ユーザは、購入等情報端末の設置時にこれが破損しないよう丁寧に取り扱いなければなりません。

4. 購入等情報端末の購入時に確認されなかった損傷等がある場合において、通常の使用に伴う経年劣化を上回る外観・内部の劣化が認められるときは、契約者又は本ユーザに購入等情報端末の使用上の過失があったものとみなします（以下「有責損耗・破損」といいます。）。契約者及び本ユーザが購入等情報端末を使用するにあたって、契約者又は本ユーザの使用上の過失によって生じた損害（有責損耗・破損を含みます。）については、当社は一切の責任を負いません。

5. 購入等情報端末の保証期間の始期は本利用契約の締結日とし、終期については本利用契約において別途定めるものとします。購入等情報端末の保証期間内に購入等情報端末が通常の使用に耐えなくなった場合には、契約者又は本ユーザに使用上の過失（有責損耗・破損を含みます。）が認められない限り、当社は、購入等情報端末を無償で交換するものとします。その際の郵送料については国内への発送（北海道、沖縄、離島を除きます。）に限り当社が負担します。

6. 購入等情報端末は、メーカーにおいて、契約者に発送する時点で損傷の有無及び動作の確認をしています。発送後、当社の7営業日以内に契約者から特段の申し出がない限り、当社は、契約者に対し、損傷が無く正常に作動する購入等情報端末を、本利用契約に定める個数、引き渡したものとみなします。

7. 当社は、前項に定める場合以外にも、品質向上の目的等で、購入等情報端末を適宜交換できるものとし、契約者は、遅滞なくこれに協力するものとします。

8. 有責損耗・破損により修理・交換を必要とする場合には、当社は、契約者に対し当社が購入等情報端末を販売する場合の販売料金に相当する費用を上限として、弁償金を請求する場合があります。

9. 契約者は、購入等情報端末について、譲渡、質入、転貸の処分を行い、又は購入等情報端末を本ユーザに利用させる等の手段によって、契約者が収益を得る行為をしてはなりません。但し、契約者が関与する物流業務の効率化を目的として、本ユーザに購入等情報端末を利用させる場合であって、当社が契約者に請求する本サービスの利用料金及び端末利用料金の合計金額を超えない範囲で、契約者が本ユーザに対して本サービスの利用料金及び端末利用料金の一部又は全部を負担させることを妨げるものではありません。

10. 当社は、契約者に対し、第6項に従い購入等情報端末を引き渡した場合には、契約者又は本ユーザに生じた使用目的を達しない等の一切の損害について責任を負いません。

11. 契約者が、購入等情報端末を車両に設置するため工事が必要な場合、当社は、契約者の求めに応じて工事業者を契約者に紹介することがあります。但し、契約者は、自らの責任において工事業者を評価・選定し、工事業者と直接契約を行い、設置にかかる工事を委託するものとし、当社は、当該工事に起因して契約者、本ユーザ又は第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

12. ムーボ・アイの利用に付帯して契約者がSDカードを利用する場合、原則として契約者及び本ユーザは当社が契約者に支給する純正品を利用するものとします。純正品以外のものを契約者又は本ユーザが利用する場合は端末保証の対象外とします。

第4条（端末提供型サービスの契約期間に関する特則）

当社は、「MOVOクラウド利用規約」の定めにかかわらず、端末提供型サービスを利用している契約者について、契約者の利用している本情報端末が、本情報端末の提供事業者の都合によりサービスを継続的に受けることができないことが確認された場合には、本利用契約の有効期間中でも本利用契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、本利用契約の解除により契約者又は第三者に生じた費用や損害につき、一切の責任を負いません。

第5条（参考情報の発信）

当社は本サービスによって契約者及び本ユーザの利便のため、運行の遅延、安全運転状況等に関するアラートを参考情報として発することがあり、契約者及び本ユーザは運行の改善に役立てることができます。但し、契約者及び本ユーザは自己の責任で適切・安全な運行を行うものとし、契約者及び本ユーザに生じた事故等による、直接・間接の損害について、当社は一切の責任を負いません。

附則

2025年1月9日 制定及び施行